

## 自己点検票(看護小規模多機能型居宅介護)

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	<p><b>1 基本方針</b></p> <p>指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下、「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、訪問看護の基本方針(※1)及び小規模多機能型居宅介護の基本方針(※2)を踏まえて行っているか。</p> <p>※1 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであること。</p> <p>※2 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるものであること</p>	運営基準第170条 基準についての第三の八の1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 人員に関する基準	<p><b>1 従業者の員数等</b></p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が事業所ごとに置くべき、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者については、常勤換算方法で、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ② 訪問サービス(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)の提供に当たる者を2以上</p> <p>通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員となっているか。</p> <p>看護職員である従業者は、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで1名以上必要であり、日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置となっているか。</p> <p>日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者には何らかの形で関わることができるような職員配置になっているか。</p> <p>夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、</p> <p>① 夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)に当たる者を1以上 ② 宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上</p> <p>夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保しているか。</p>	運営基準第171条 基準についての第三の八の2の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	<p>宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応の為、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となり、必ずしも1名以上が看護職員である必要はないが、電話等による連絡体制は確保しているか。</p>	<p>運営基準第171条 基準についての第三の八の2の(1)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないことができる。</p>				
	<p>従業者のうち、1以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっているか。 また、従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は保健師、看護職員（看護師又は准看護師。以下同じ。）で、うち1以上は常勤の保健師又は看護師となっているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。</p> <p>一 指定認知症対応型共同生活介護事業所 二 指定地域密着型特定施設 三 指定地域密着型介護老人福祉施設 四 指定介護療養型医療施設（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所に限る。） 五 介護医療院</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護について ※サテライト型事業所におくべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。 ※サテライト型事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者により当該サテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。 ※サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上で、本体事業所の看護職員は適切におサテライト型事業所の登録者を支援しているか。 ※サテライト型事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。ただし、以下の介護支援専門員の業務の①及び②は本体事業所の介護支援専門員が行うこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員（別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者）を置かなければならない。</p> <p>※当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>介護支援専門員は、以下の業務の従事しているか。</p> <p>①登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスも含めた「居宅サービス計画」の作成 ②法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行 ③看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ							
二 人員 に 関 す る 基 準	<b>2 管理者</b> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該事業所に併設する施設等の職務に従事することができる。 また、管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。 ※管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。	運営基準第172条 基準についての第三の八の2の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	<b>3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者</b> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。	運営基準第173条 基準についての第三の八の2の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
三 設 備 に 関 す る 基 準	<b>1 登録定員及び利用定員</b> (1)指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。	運営基準第174条第1項 基準についての第三の八の3の(1)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	(2)指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。)を定めるものとする。 一 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> 二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては6人)まで	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	運営基準第174条第2項 基準についての第三の八の3の(1)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
登録定員	利用定員											
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											
	<b>2 設備及び備品等</b> (1)居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	運営基準第175条第1項 基準についての第三の八の3の(2)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	(2)次に掲げる設備の基準を満たしているか。 一 居間及び食堂 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 二 宿泊室 イ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 ロ 1の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4㎡以上とすることができる。 ハ イ及びロを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 ホ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。	運営基準第175条第2項 基準についての第三の八の3の(2)の②、③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)設備は、専ら当該看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっているか。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。	運営基準第175条第3項 基準についての第三の八の3の(2)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。	運営基準第175条第4項 基準についての第三の八の3の(2)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運営に関する基準	<b>1 内容及び手続きの説明及び同意</b>  提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制、その他利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。	運営基準第182条 (第3条の7第1項準用) 基準についての第三の八の4の(9)(第三の一の4の(2)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>2 提供拒否の禁止</b>  正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはないか。 ※正当な理由例とは ①当該事業所の現員では利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	運営基準第182条 (第3条の8準用) 基準についての第三の八の4の(9)(第三の一の4の(3)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>3 サービス提供困難時の対応</b>  自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じているか。	運営基準第182条 (第3条の9準用) 基準についての第三の八の4の(9)(第三の一の4の(4)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>4 受給資格等の確認</b>  被保険者証等の確認を行っているか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供しているか。  ※利用者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無・有効期間を確かめているか。	運営基準第182条 (第3条の10準用) 基準についての第三の八の4の(9)(第三の一の4の(5)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	<b>5 要介護認定の申請に係る援助</b>	運営基準第182条 (第3条の11第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(6)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1)要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、行われていない場合には必要な援助を行っているか。				
	(2)指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、有効期限の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	運営基準第182条 (第3条の11第2項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(6)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>6 心身の状況等の把握</b>	運営基準第182条 (第68条準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(1)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。				
	<b>7 居宅サービス事業者等との連携</b>	運営基準第182条 (第69条第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(2)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1)サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。				
	(2)サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。	運営基準第182条 (第69条第2項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(2)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	運営基準第182条 (第69条第3項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(2)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>8 身分を証する書類の携行</b>	運営基準第182条 (第70条準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(3)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導しているか。				
	<b>9 サービスの提供の記録</b>	運営基準第182条 (第3条の18第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(12)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、サービス提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を居宅サービス計画書またはこれに準ずる書面に記載しているか。					
(2)看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、サービス提供日及び具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	運営基準第182条 (第3条の18第2項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(12)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	<b>10 利用料等の受領</b> (1)法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。	運営基準第182条(第71条第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(4)の①参照)	□	□	□
	(2)法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていないか。	運営基準第182条(第71条第2項準用)基準についての第三の八の四の(6)(第三の四の四の(3)の②参照)	□	□	□
	(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する当該利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 宿泊に要する費用 ⑤ おむつ代 ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護として提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者負担させることが適当と認められるもの		□	□	□
	(4) (3)の③及び④に掲げる費用については別に厚生労働大臣が定めるところによるものとなっているか。  ※別に厚生労働大臣が定めるところ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針	運営基準第182条(第71条第4項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(4)の②参照)	□	□	□
	(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	運営基準第182条(第71条第5項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(4)参照)	□	□	□
	(6) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第42条の2第9項(第41条第8項準用)則第65条の5(第65条準用)	□	□	□
	(7) 指定地域密着型サービス事業者は、法第42条の2第9号において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法第42条の2第9項(第41条第8項準用)則第65条の5(第65条準用)	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<b>11 保険給付の請求のための証明書の交付</b> 法定代理受領サービスではない、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	運営基準第182条(第3条の20準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(14)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>12 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針</b> (1)指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	運営基準第176条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	運営基準第176条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>13 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針</b> (1)運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けているか。また、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせて弾力的なサービスの提供をしているか。なお、ほぼ毎日宿泊するような者がいる場合には、他の利用者が適切にサービスを利用することができるよう調整を行っているか。	運営基準第177条基準についての第三の八の四の(1)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行っているか。	運営基準第177条第一号基準についての第三の八の四の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。	運営基準第177条第二号基準についての第三の八の四の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	運営基準第177条第三号基準についての第三の八の四の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5)従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行っているか。	運営基準第177条第四号基準についての第三の八の四の(1)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6)指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	運営基準第177条第五号基準についての第三の八の四の(1)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7)緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	運営基準第177条第六号基準についての第三の八の四の(1)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態(登録定員のおおむね3分の1以下)が続くものとなっていないか。	運営基準第177条第七号基準についての第三の八の四の(1)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(9)登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス(1の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行っていることが目安となる)を提供しているか。	運営基準第177条第八号 基準についての第三の八の四の(1)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10)看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行われているか。	運営基準第177条第九号 基準についての第三の八の四の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(11)看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っているか。	運営基準第177条第十号 基準についての第三の八の四の(1)の⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(12)特殊な看護等については、これを行っていないか。	運営基準第177条第十一号 基準についての第三の八の四の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>14 主治の医師との関係</b>					
	(1)常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが行われるよう必要な管理をしているか。	運営基準第178条第1項 基準についての第三の八の四の(2)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 ※当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、当該主治の医師による文書による指示の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	運営基準第178条第2項 基準についての第三の八の四の(2)の②、⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を主治の医師に提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師と密接な連携を図っているか。 ※当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、当該主治の医師による文書による報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	運営基準第178条第3項第4項 基準についての第三の八の四の(2)の③～⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>15 看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成</b>					
	(1)事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	運営基準第182条(第74条第1項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(6)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)介護支援専門員は、(1)に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとしているか。	運営基準第182条(第74条第2項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(6)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>16 法定代理受領サービスに係る報告</b>					
	毎月、市町村(法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	運営基準第182条(第75条準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(7)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	運営基準第182条(第76条準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(8)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 (1)事業所の管理者は、介護支援専門員(サテライト型事業所は研修修了者。以下同じ。)に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させているか。	運営基準第179条第1項 基準についての第三の八の四の(3)の①,②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っているか。	運営基準第179条第2項 基準についての第三の八の四の(3)の①,②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めているか。	運営基準第179条第3項 基準についての第三の八の四の(3)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。	運営基準第179条第4項 基準についての第三の八の四の(3)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5)介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。	運営基準第179条第5項 基準についての第三の八の四の(3)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6)介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。	運営基準第179条第6項 基準についての第三の八の四の(3)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7)介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。	運営基準第179条第7項 基準についての第三の八の四の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8)看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しているか。 ※当該報告書の作成は診療記録への記載をもって代えることができる。	運営基準第179条第9項第10項 基準についての第三の八の四の(3)の⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9)常勤の保健師又は看護師は、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、当該計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行っているか。	運営基準第179条 基準についての第三の八の四の(3)の⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10)主治の医師との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治の医師に提出しているか。	運営基準第179条 基準についての第三の八の四の(3)の⑧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<b>19 介護等</b>				
	(1)介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	運営基準第182条(第78条第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(10)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護事業者以外の者による介護を受けさせていないか。	運営基準第182条(第78条第2項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(10)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)指定看護小規模多機能型居宅介護における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めているか。	運営基準第182条(第78条第3項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(10)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>20 社会生活上の便宜の提供等</b>				
	(1)利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。	運営基準第182条(第79条第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(11)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行っているか。	運営基準第182条(第79条第2項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(11)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	運営基準第182条(第79条第3項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(11)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>21 利用者に関する市町村への通知</b>				
利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っているか。 ①正当な理由なしに、サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた、又は受けようとした場合	運営基準第182条(第3条の26準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(18)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>22 緊急時等の対応</b>					
(1)利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	運営基準第180条第1項基準についての第三の八の四の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。	運営基準第180条第2項基準についての第三の八の四の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	<b>23 管理者等の責務</b> (1)管理者は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の管理及び指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	運営基準第182条 (第28条第1項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(4)参照)	□	□	□
	(2)管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護従業者に、「四 運営基準」の規定を順守させるため必要な指揮命令を行っているか。	運営基準第182条 (第28条第2項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(4)参照)	□	□	□
	<b>24 運営規程</b> 以下の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務) ⑪その他運営に関する重要事項	運営基準第182条 (第81条準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(13)参照)	□	□	□
	<b>25 勤務体制の確保等</b> (1)利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等)を定めているか。 (2)当該事業所ごとに、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者によってサービスを提供しているか。 ※調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。 (3)看護小規模多機能型居宅介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。(令和6年3月31日まで努力義務) その際、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (4)看護小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	運営基準第182条 (第30条第1項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(6)の①参照)	□	□	□
運営基準第182条 (第30条第2項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(6)の②参照)	□	□	□		
運営基準第182条 (第30条第3項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(6)の③参照)	□	□	□		
運営基準第182条 (第30条第3項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(6)の④参照)	□	□	□		

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	<b>26 定員の遵守</b> 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。 ※ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。 なお、災害その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りでない。 ※上記の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、必要であると市町村が認めた場合は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスを提供を行うことができる。	運営基準第182条 (第82条準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(14)参照)	□	□	□
	<b>27 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日まで努力義務)</b> (1)看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	運営基準第182条 (第3条の30の第21項準用) 基準についての第三の八の四の(5)(第三の二の二の三の(7)参照)	□	□	□
	(2)看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	運営基準第182条 (第3条の30の第22項準用) 基準についての第三の八の四の(5)(第三の二の二の三の(7)参照)	□	□	□
	(3)看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	運営基準第182条 (第3条の30の第23項準用) 基準についての第三の八の四の(5)(第三の二の二の三の(7)参照)	□	□	□
	<b>28 非常災害対策</b> (1)非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (2)(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	運営基準第182条 (第82条の2第1項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(16)参照)	□	□	□
<b>29 衛生管理等</b> (1)事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	運営基準第182条 (第33条第1項準用) 基準についての第三の八の四の(6)(第三の二の二の三の(9)参照)	□	□	□	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	<p>(2)看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるよう努めているか。(令和6年3月31日まで努力義務)</p> <p>①当該看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>②当該看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③当該看護小規模多機能型居宅介護事業所において、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染予防及びまん延の母子のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>運営基準第182条(第33条第2項準用)基準についての第三の八の四の(6)(第三の二の二の三の(9)参照)</p>	□	□	□
	<p><b>30 協力医療機関等</b></p> <p>(1)主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>運営基準第182条(第83条第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(18)の①参照)</p>	□	□	□
	<p>(2)あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>運営基準第182条(第83条第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(18)の②参照)</p>	□	□	□
	<p>(3)サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。</p>	<p>運営基準第182条(第83条第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(18)の②参照)</p>	□	□	□
	<p><b>31 掲示</b></p> <p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>上記に規定する事項を記載した書面を指定福祉用具販売事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>運営基準第182条(第3条の32準用)</p>	□	□	□
	<p><b>32 秘密保持等</b></p> <p>(1)従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。またその秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p>	<p>運営基準第182条(第3条の33第1項、第2項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(26)の①、②参照)</p>	□	□	□
	<p>(2)サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか(サービス提供開始時における包括的な同意で可)。</p>	<p>運営基準第182条(第3条の33第3項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(26)の③参照)</p>	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	<b>33 広告</b> 虚偽または誇大な広告をしていないか。	運営基準第182条 (第3条の34準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>34 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</b> 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	運営基準第182条 (第3条の35準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(27)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>35 苦情処理</b> (1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等必要な措置を講じているか。	運営基準第182条 (第3条の36第1項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(28)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)苦情を受け付けた場合には、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録し、保存しているか。	運営基準第182条 (第3条の36第2項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(28)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)法第23条の規定による市町村の求め、質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、市町村から求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。	運営基準第182条 (第3条の36第3項、第4項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(28)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	運営基準第182条 (第3条の36第5項、第6項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(28)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>36 調査への協力等</b> 提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	運営基準第182条 (第84条準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(19))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>37 地域との連携等</b> (1)利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所の所在する市町村の職員又はその区域を管轄する地域包括センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね2月に1回以上、当該会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	運営基準第182条 (第34条第1項準用) 基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の3の(9)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(2)(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	運営基準第182条(第34条第2項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(9)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	運営基準第182条(第34条第3項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(9)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力しているか。  ※「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	運営基準第182条(第34条第4項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(9)の④参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスを提供を行っているか。	運営基準第182条(第34条第5項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の二の二の三の(9)の⑤参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>38 居住機能を担う併設施設等への入居</b>  可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第171条第7項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にこれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。	運営基準第182条(第86条準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の四の四の(20)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>39 事故発生時の対応</b>  (1)サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	運営基準第182条(第3条の38第1項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(30)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	運営基準第182条(第3条の38第2項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(30)の①参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっているか。  ※速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	運営基準第182条(第3条の38第3項準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(30)の②参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	(4)事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	運営基準第182条(第3条の38準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(30)の③参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>40 虐待の防止(令和6年3月31日まで努力義務)</b> 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	運営基準第182条(第3条の38の2)基準についての第三の八の四の(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>41 会計の区分</b> 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業との会計を区分しているか。	運営基準第182条(第3条の39準用)基準についての第三の八の四の(9)(第三の一の四の(32)参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>42 記録の整備</b> (1)従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	運営基準第181条基準についての第三の八の四の(8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 一 居宅サービス計画 二 看護小規模多機能型居宅介護計画 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 主治の医師による指示の文書 五 看護小規模多機能型居宅介護報告書 六 具体的なサービスの内容等の記録 七 市町村への通知に係る記録 八 苦情の内容等の記録 九 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 十 運営推進会議での報告、評価、要望、助言等の記録	運営基準第181条基準についての第三の八の四の(8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五 変更の届出等	<b>1 変更の届出</b> 施行規則第131条で定める以下の事項に変更があったとき、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の名、生年月日及び住所 ⑨連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地(連携型事業所に限る。)	法第78条の5第1項 則第131条の13第1 項第一号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
六 介護給付費の算定及び取扱い	<b>1 基本的事項</b> (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 (2) 指定地位密着型通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	法第42条の2第2項 平18厚告126号の一  厚告126号の二  厚告126号の三	<input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>
	<b>2 小規模多機能型居宅介護費の算定について</b> ①登録者定員の超過又は人員基準欠如に該当する場合は、減算しているか。 ②事業所と同一建物に居住する登録者について、所定単位数を算定しているか。  ※「同一建物」とは当該事業所と構造上又は外形上一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に当該事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建物の管理、運営法人と当該事業所の法人が異なる場合であっても該当する。	厚告126号別表8の 注1~3 留意事項について第 2の9の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<b>3 短期利用居宅介護費について</b> 別に関厚生労働大臣が定める基準に適合する場合、所定の単位数を算定しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。 ・登録者数が登録定員未満であること。 ・指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用する必要があると認めた場合であり、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。 ・予め7日以内の利用期間を設定すること。 ・基準に定める従業員の員数を置いていること。 ・サービス提供が過少である場合の減算を適用されていないこと。	厚告126号別表8の注3 厚告95号第七十四号 留意事項について第2の9の(2)	□	□	□
	<b>4 サービス提供が過少である場合の減算について</b> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定するものを除く)1人当たりの平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	厚告126号別表8の注4 留意事項について第2の9の(3)	□	□	□
	<b>5 サテライト体制未整備減算について</b> サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算における届出をしている場合にあっては、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。	厚告126号別表8の注5 留意事項について第2の9の(4)	□	□	□
	<b>6 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算</b> 別に関厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能居宅介護事業所又はその一部として使用される事業所の看護小規模多機能型居宅介護事業者が指定看護小規模を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。	厚告126号別表8の注6 留意事項について第2の9の(5)	□	□	□
	<b>7 利用者が入院したときの費用の算定について</b> 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定看護小規模多機能居宅介護事業所に円滑に入居することが出来る体制を確保している場合は看護小規模多機能居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算しているか。	厚告126号別表8の注7 留意事項について第2の9の(6)	□	□	□
	<b>8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b> 看護小規模多機能型居宅介護事業者が、別に関厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算しているか。	厚告126号別表8の注8 厚告83号第二号	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p><b>9 訪問看護体制減算について</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、次の要介護状態区分に応じた単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>要介護1～3 1月につき925単位  要介護4 1月につき1,850単位  要介護5 1月につき2,914単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準  次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。</p> <p>ロ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。</p> <p>ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。</p>	厚告126号別表8の注11 厚告95号第七十五号 留意事項について第2の9の(8)	□	□	□
	<p><b>10 医療保険の訪問看護を行う場合の減算について</b></p> <p>①指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める疾病等  多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー病、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫善症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p> <p>②指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については、1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	厚告126号別表8の注12、注13 厚告94号第五十一号 留意事項について第2の9の(10)	□	□	□
			□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<b>11 初期加算</b> 看護小規模多機能型居宅介護費については指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。	厚告126号別表8のハの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>12 認知症加算</b> 看護小規模多機能型居宅介護費については別に厚生労働大臣が定める登録者(※)に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月についてそれぞれ所定単位数を算定しているか。 (1)認知症加算(Ⅰ) ※日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 (2)認知症加算(Ⅱ) ※要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者	厚告126号別表8の二の注 厚告94号第五十二号 留意事項について第2の9の(12)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>13 認知症行動・心理症状緊急対応加算</b> 短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。	厚告126号別表8のホの注 厚告94号第五十二号 留意事項について第2の9の(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>14 若年性認知症利用者受入加算</b> 看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること)として市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模居宅介護を行った場合は、1月につき所定の単位を加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は算定しない。	厚告126号別表8のへの注 厚告95号第十八号 留意事項について第2の9の(14)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<b>15 栄養アセスメント加算</b> 看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとに低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定にかかる栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養サービスが終了した日の属する月は、算定しない。 (1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2)利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 (3)利用者ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (4)別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。(定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。)	厚告126号別表8のトの注 厚告95号第十八号の二 留意事項について第2の9の(15)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p><b>16 栄養改善加算</b></p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1階につき所定単位数を加算しているか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>(1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。  (2)利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。  (3)利用者ごとに栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。  (4)利用者ごとに栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。  (5)別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能居宅介護事業所であること。(定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。)</p>	<p>厚告126号別表8の子の注  厚告95号第十九号留意事項について第2の9の(16)</p>	□	□	□
	<p><b>17 口腔・栄養スクリーニング加算</b></p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能居宅介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中の6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合になっては算定しない。</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位  ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位</p>	<p>厚告126号別表8のりの注  厚告95号第十九号の二留意事項について第2の9の(17)</p>	□	□	□
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準  イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位  次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  (2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養上体に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  (3)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  (4)算定日が属する月が、次のいずれにも該当していないこと。  (一)栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。  (二)当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p>	<p>厚告126号別表8のりの注  厚告95号第十九号の二留意事項について第2の9の(17)</p>	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>□ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(1)次のいずれにも適合すること。  (一)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)の(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。  (二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。  (三)算定日の属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。  (2)次のいずれにも該当すること。  (一)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)の(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。  (二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。  (三)算定日の属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p>	厚告126号別表8のりの注 厚告95号第十九号の二 留意事項について第2の9の(17)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>18 口腔機能向上加算</b></p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に質すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>イ 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位  □ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位</p>	厚告126号別表8の又の注 厚告95号第十九号の二 留意事項について第2の9の(18)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※別に厚生労働大臣の定める基準</p> <p>イ 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位  次のいずれにも適合すること。</p> <p>①言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。  ②利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。  ③利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。  ④利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。  ⑤定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>□ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位  次のいずれにも適合すること。</p> <p>①口腔機能向上加算(Ⅰ)の①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  ②利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	(3) 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意しているか。	厚告126号別表8の 又の注 厚告95号第十九号の二 留意事項について第2の9の(18)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 当該加算を算定できる利用者は、次の①から③までのいずれかに該当する者で、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか。 ①認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ②基本チェックリストの口腔機能に関する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ③その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 口腔機能向上サービスの提供は、以下の手順を経てなされているか。 ①利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。 ②利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行うこと。 ③言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。 ④作成した③については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 ⑤口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 ⑥利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について介護支援専門員や主治医、主治の歯科医師に対して情報提供すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p><b>19 退院時共同指導加算</b></p> <p>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り、所定単位数を加算しているか。</p> <p>※特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態)</p> <p>イ 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</p> <p>ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</p> <p>ニ 真皮を越える褥瘡の状態</p> <p>ホ 点滴注射を週三日以上行う必要があると認められる状態</p>	<p>厚告126号別表8の ルの注 留意事項について第 2の9の(19)</p>	□	□	□
	<p><b>20 緊急時訪問看護加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。)には、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p>	<p>厚告126号別表8の アの注 厚告95号第七十六 号 留意事項について第 2の9の(20)</p>	□	□	□



項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p><b>21 特別管理加算</b></p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>イ 特別管理加算（Ⅰ）500単位 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに規定するあるものに対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合</p> <p>ロ 特別管理加算（Ⅱ）250単位 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロ、ハ、ニ、又はホに規定する状態にあるものに対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合</p> <p>※厚生労働大臣が定める状態 「19 退院時共同指導加算」の厚生労働大臣が定める状態を参照のこと。</p>	<p>厚告126号別表8の ワの注 厚告94号第五十四号 留意事項について第</p>	□	□	□
	<p><b>22 ターミナルケア加算</b></p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費については、在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準（※1）に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態（※2）にある当該利用者に訪問看護を行っている場合にあつては、1日）以上ターミナルケアを行った場合は、死亡月につき2000単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※1 別に厚生労働大臣が定める基準 イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備していること。 ロ 主治の医師との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</p> <p>※2 次のいずれかに該当する状態 イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライゾゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態。</p>	<p>厚告126号別表8の カの注 厚告94号第五十五号 厚告95号第七十七号 留意事項について第 2の9の(22)</p>	□	□	□
	<p><b>23 看護体制強化加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 看護体制強化加算（Ⅰ）3000単位 (2) 看護体制強化加算（Ⅱ）2500単位</p>	<p>厚告126号別表8の ヨの注 厚告95号第七十八号 留意事項について第 2の9の(23)</p>	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 看護体制強化加算(Ⅰ) 3000単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。 (2) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 (3) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 (4) 算定日が属する月の前12月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のⅡの加算をいう。)を算定した利用者が1名以上であること。 (5) 登録特定行為事業者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた登録特定行為事業者をいう。)又は登録喀痰吸引等事業者(同法第48条の3第1項の登録を受けた登録喀痰吸引等事業者をいう。)として届出がなされていること。</p>	<p>厚告126号別表8のヨの注 厚告95号第七十八号 留意事項について第2の9の(23)</p>	□	□	□
	<p>ロ 看護体制強化加算(Ⅱ) 2500単位</p> <p>※イ(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること。</p>		□	□	□
	<p><b>24 訪問体制強化加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき1000単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。)を2名以上配置していること。</p> <p>ロ 算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が一月当たり200回以上であること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のⅠ(1)を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、Ⅰ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。</p>	<p>厚告126号別表8のタの注 厚告95号第七十八号の二 留意事項について第2の9の(24)</p>	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p><b>25 総合マネジメント体制強化加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき1000単位を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</p> <p>ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</p> <p>ハ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p>	<p>厚告126号別表8の レの注 厚告95号第七十九 号 留意事項について第 2の9の(25)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>26 褥瘡マネジメント加算</b></p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2)(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 (3)入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。 (4)(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。</p>	<p>厚告126号別表8の ソの注 厚告95号第七十一 号の二 留意事項について第 2の9の(26)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)イ(1)から(4)までのいずれにも適合すること。 (2)イ(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>27 排せつ支援加算</b></p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとに排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 ロ 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 ハ 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位</p>	<p>厚告126号別表8の ツの注 厚告95号第七十一 号の三 留意事項について第 2の9の(27)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2)(1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 (3)(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。</p> <p>ロ 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)イ(1)から(3)までのいずれにも適合すること。 (2)次のいずれかに適合すること。 (一)イ(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。 (二)イ(1)の評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。</p> <p>ハ 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位 イ(1)から(3)まで並びにロ(2)(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>厚告126号別表8のツの注 厚告95号第七十一号の三 留意事項について第2の9の(27)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>28 科学的介護推進体制加算</b> 看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2)必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	<p>厚告126号別表8のネの注 留意事項について第2の9の(28)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>29 サービス提供体制強化加算</b> 別に厚生労働大臣が定める基準(以下イ～ニ)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イを算定している場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位 (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位</p> <p>ロを算定している場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 25単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位 (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位</p>	<p>厚告126号別表8のナの注 留意事項について第2の9の(29)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ			
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的 に開催していること。 (3) 次のいずれかに適合すること。 (一)当該事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二)当該事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士に占める割合が100分の25以上であること。 (4) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。</p>	厚告126号別表8のナの注 留意事項について第2の9の(29)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。 (一)指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二)当該事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 (三)当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ニ サービス提供体制強化加算(Ⅳ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p><b>30 介護職員処遇改善加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の102に相当する単位数  (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の74に相当する単位数  (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の41に相当する単位数  (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>[経過措置]  ※令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、従前の例によることができる。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準  イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出ていること。  (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。  (4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。  (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。  (6) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。  (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。  (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込む額を全ての職員に周知していること。</p>	<p>厚告126号別表8のラの注  厚告95号第八十一号  留意事項について第2の9の(30)</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護 給付 費の 算定 及び 取扱 い	<p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>厚告126号別表8の ラの注 厚告95号第八十一 号 留意事項について第 2の9の(30)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(6)及び(8)までに掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</p> <p>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</p> <p>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>31 介護職員等特定処遇改善加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>		<p>厚告126号別表8の ムの注 厚告95号第八十一 号の二 留意事項について第 2の9の(31)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 看護小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。 (6) 看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 (7) (2)の届出に係る計画のきかんちゅうに実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していること。 (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>厚告126号別表8のムの注 厚告95号第八十一号の二 留意事項について第2の9の(31)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>32 足立区独自報酬加算</b></p> <p>①認知症高齢者の支援に関する加算 介護認定審査会における主治医意見書等によって、認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡと判定された認知症高齢者かつ、厚生労働省が定める『認知症加算』の算定対象者でない被保険者に対して、1月につき1人あたり300単位を算定しているか。 また規定された要件を備えられなくなったときは、当該事象が生じてから10日以内に、独自報酬加算取下げ届出書を区長に届け出ているか。</p>	<p>足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱別表1の1</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>②専門性の高い人材の確保に関する加算 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置している、専門性の高い人材が確保されている事業所において、1月につき1人あたり300単位を算定しているか。なお、区長に申請する際に認知症介護実践リーダー研修終了証の写しを添付すること。 また規定された要件を備えられなくなったときは、当該事象が生じてから10日以内に、独自報酬加算取下げ届出書を区長に届け出ているか。</p>	<p>足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱別表1の2</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>